

兵庫教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の選考基準

学力基準

以下の基準に該当する場合、学力基準の適格者となります。

【学部】

区 分	免 除 対 象 者
1年次	入学試験の合格をもって適格とみなす
2年次	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（34単位）以上、かつGPAが2.5以上の者
3年次	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（68単位）以上、かつGPAが2.5以上の者
4年次	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（102単位）以上、かつGPAが2.5以上の者

$$\text{GPA} = \frac{\text{Sの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1 + \text{Fの単位数} \times 0}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

履修登録した単位数の総和

【大学院・修士課程】

区 分	免 除 対 象 者
1年次	入学試験の合格をもって適格とみなす
2年次 以上	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（16単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者 長期履修生については、前年度までの修得単位数が標準修得単位数（11単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者
3年次 (長期履修生)	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（22単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者

【大学院・専門職学位課程】

区 分	免 除 対 象 者
1年次	入学試験の合格をもって適格とみなす
2年次	前年度までの修得単位数が標準修得単位数（25単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者 長期履修学生については、前年度までの修得単位数が標準修得単位数（17単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者 小学校教員養成特別コース学生については、前年度までの修得単位数が標準修得単位数（33単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者
3年次	長期履修学生については、前年度までの修得単位数が標準修得単位数（34単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者 小学校教員養成特別コース学生については、前年度までの修得単位数が標準修得単位数（66単位）以上、かつ成績評価の平均が2.5以上の者

$$\text{成績評価の平均} = \frac{\text{Sの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{修得単位数}}$$

修得単位数

上記の標準修得単位数又は成績（学部は GPA，大学院は成績評価の平均）が基準に満たない者又は修業年限を超える者で，障害，疾病，留学等特別な事由があると認められるものについては，修業年限を超えている理由書または学業成績不振に関する申立書を提出することにより，その事由，期間等を考慮した年次により，学力基準の適格者として認定される場合があります。

※1 該当者は学生支援課に申し出て下さい。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，関係機関での実地調査が出来なかった等の理由で研究活動が行えなかったため，修業年限を超過する大学院学生については，「障害，疾病，留学等特別な事由があるもの」として1年間を上限に，学業成績の適格者として認定します。

家計基準

申請の基準日（前期分：4月1日現在，後期分：10月1日現在）の状況により，以下の計算方法で「家計評価額^(*)」がゼロ円以下になれば適格者となり，半額免除が許可されます。また，家計基準の低い順に順位付けを行い，低い方から予算の範囲内で全額免除が許可されます。ただし，適格者多数の場合はこの限りではありません。

☆家計評価額の計算方法

$$\boxed{\text{総所得金額}^{(*)2}} - \boxed{\text{特別控除額}} - \boxed{\text{収入基準額}} = \boxed{\text{家計評価額}^{(*)1}}$$

(① 給与所得+②その他の所得)

(別表2参照)

(別表1参照)

☆総所得金額の計算方法

本人及び父母又はこれに代わって家計を支える方と同一生計内の方の1年間の総所得金額を算出します。

本人が独立生計者^{(*)3}の場合は，本人・配偶者収入を含めて1年間の総所得金額を算出します。

① 給与所得

俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給，賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助手，傷病手当金を含む）の場合は，収入金額（税込，千円未満は切り捨てます。）から，次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額（税込）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

(計算例)

- ・給与収入が 104 万円の場合

$$104 \text{ 万円} - 104 \text{ 万円} = 0$$

- ・給与収入が 150 万円の場合

$$150 \text{ 万円} - (150 \text{ 万円} \times 0.2 + 83 \text{ 万円}) = 37 \text{ 万円}$$

- ・給与収入が 400 万円の場合

$$400 \text{ 万円} - (400 \text{ 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円}) = 218 \text{ 万円}$$

- ・給与収入が 750 万円の場合

$$750 \text{ 万円} - 258 \text{ 万円} = 492 \text{ 万円}$$

(注意点)

1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算してください。
2. 同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。
また、給与収入とその他の所得がある場合、その他の所得は下記②を参照の上算定してください。
3. 独立生計者とは次の①から④全てを満たす者である。
 - ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③ 本人（配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
 - ④ 本人（配偶者を含む。）が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

②その他の所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、山林所得、前年度受給分奨学金（給付奨学金のみ）などが該当します。

確定申告書の所得金額の千円未満を切り捨てた額を算入します。（所得が2つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算方法にて計算後合算します。）ただし、マイナスの場合は0として扱います。なお、奨学金については、当該年度1年間に受給する額を収入金額に算入します。

また、退職金や保険金などの臨時的な所得は、入学料免除においては入学前の1年間、授業料免除においては申請の基準日（前期分：4月1日現在、後期分：10月1日現在）前6ヶ月の間に受けたものを算入します。

(備考) 申請の前年1月1日以降に就職、転職、開業等した方に関しては、年収を推算する必要があります。

☆家計基準適格者（半額基準）となるモデルケース

【学部学生で2人世帯，母子家庭で本人自宅通学の場合】

給与所得者の場合：給与収入 578 万円

その他所得者の場合：342.6 万円

〈計算式〉

$$\begin{array}{rcccccccl} \text{給与所得} & (\text{給与収入} & - & (\text{給与収入控除額計算})) & - & \text{自宅通学控除} & - & \text{母子控除} & - & \text{収入基準額} & = & \text{家計評価額} \\ 342.6 \text{ 万円} & (=578 \text{ 万円} & - & (578 \text{ 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円})) & - & -28 \text{ 万円} & - & -49 \text{ 万円} & - & -266 \text{ 万円} & = & -0.4 \text{ 万円} \end{array}$$



総所得金額



特別控除額

【学部学生で4人世帯，本人自宅外通学・公立高校生自宅通学1人がいる場合】

給与所得者の場合：給与収入：父 430 万円，母 365 万円

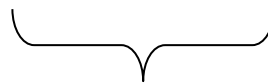
その他所得者の場合：433 万円

〈計算式〉

$$\begin{array}{rcccccccl} \text{給与所得} & (\text{給与収入} & - & (\text{給与収入控除額計算})) & - & \text{自宅外通学控除} & - & \text{就学者控除} & - & \text{収入基準額} & = & \text{家計評価額} \\ 239 \text{ 万円} & (=430 \text{ 万円} & - & (430 \text{ 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円})) & - & -72 \text{ 万円} & - & -28 \text{ 万円} & - & -334 \text{ 万円} & = & -1 \text{ 万円} \\ + & & & & & & & & & & & \\ 194 \text{ 万円} & (=365 \text{ 万円} & - & (365 \text{ 万円} \times 0.3 + 62 \text{ 万円})) & & & & & & & & \end{array}$$



総所得金額



特別控除額

※自宅通学者とは，父母等と同居し通学している者，自宅外通学者とはそれ以外の者です。
また，給与所得者の収入金額は税込です。
収入基準額は別表1，特別控除額は別表2を参照してください。

別表1

収入基準額（本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と生計を同一にする者の世帯人数になります。）

【授業料免除（半額）】

		学 部	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
世帯 人数	1人	1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
	2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
	3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
	4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
	5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
	6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
	7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
	(+1人)	(+170,000円)	(+200,000円)	(+280,000円)

【授業料免除（4分の3）】

		学 部	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
世帯 人数	1人	1,275,000円	1,390,000円	1,930,000円
	2人	1,830,000円	2,210,000円	3,080,000円
	3人	2,340,000円	2,555,000円	3,560,000円
	4人	2,545,000円	2,780,000円	3,865,000円
	5人	2,745,000円	3,005,000円	4,180,000円
	6人	2,885,000円	3,145,000円	4,380,000円
	7人	3,010,000円	3,290,000円	4,585,000円
	(+1人)	(+125,000円)	(+145,000円)	(+205,000円)

【授業料免除（全額）】

		学 部	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
世帯 人数	1人	880,000円	960,000円	1,320,000円
	2人	1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
	3人	1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
	4人	1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
	5人	1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
	6人	1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
	7人	2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
	(+1人)	(+80,000円)	(+90,000円)	(+130,000円)

（備考）世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに（+1人）円をそれぞれ世帯人数7人の収入基準額に加算する。

別表2

特別控除額（本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と生計を同一にする者について控除できます。）

【A. 本人を対象とする控除】 自宅通学者 280,000円 自宅外通学者 720,000円

（備考）独立生計者と留学生は、原則として自宅通学者となります。

【B. 世帯を対象とする控除】

1. 母子・父子世帯※1 490,000円
2. 就学者のいる世帯（就学者一人につき）※2

就学区分		自宅通学	自宅外通学
小学校の児童		80,000円	
中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒		160,000円	
高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒	国・公立	280,000円	470,000円
	私立	410,000円	600,000円
高等専門学校生	国・公立	360,000円	550,000円
	私立	600,000円	800,000円
大学生（大学院生含む）	国・公立	590,000円	1,020,000円
	私立	1,010,000円	1,440,000円
専修学校生徒	高等課程	国・公立	170,000円
		私立	370,000円
	専門課程	国・公立	220,000円
		私立	720,000円

3. 障害者のいる世帯※3 一人につき 860,000円
4. 長期療養者のいる世帯※4 実費
5. 主たる家計支持者が別居している世帯※5 最高 710,000円
6. 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯※6 実費または確定申告書の雑損控除
7. 父母以外で生計が同一の者が収入を得ている世帯※7 一人につき最高 380,000円

（備考）

- ※1 同一世帯に18歳以上の者（就学者は除く）がいる場合は控除できないなど、母子・父子世帯については定義があります。
- ※2 各種学校（予備校、職業訓練校等）、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。
- ※3 障害者の他に要介護認定（要支援認定は除く）を受けている者も控除対象となる場合があります。
- ※4 申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間治療中の者は、医師の診断書、医療費等の領収書の写（最近6ヶ月分）を提出が必要。また、申請どおりに控除されない場合があります。
- ※5 主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は、居住費、光熱水費の実費のみ控除されます。最高710,000円までの控除を受けられます。
- ※6 罹災については、提出した書類どおりに控除されない場合があります。
- ※7 世帯内に父母以外で生計が同一の者が収入を得ている場合は、総合所得金額に合算します。この場合は最高380,000円の控除（給与収入は給与所得計算後の金額から控除します。）を受けられますが、380,000円に満たない場合は控除額はその金額になります。